

第 10 章 直結増圧式給水

第10章 直結増圧式給水

第1節 趣旨

本章では、受水槽を経由せずに、給水管に直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）を設置し、直接的に給水すること（以下「直結増圧式給水」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第2節 目的

直結増圧式給水は、直結給水の範囲を拡大することにより、貯水槽水道における受水槽等の衛生問題の解消、その他給水サービスの向上を図ることを目的とする。

第3節 定義

本章に用いる用語の意義は、次のとおりとする。

直結給水方式

受水槽を経由せずに、配水管から直結して給水する方法をいい、直結直圧式と直結増圧式がある。

(1) 直結直圧式

直結式のうち配水管の水圧のみを利用して直接給水する方法をいう。

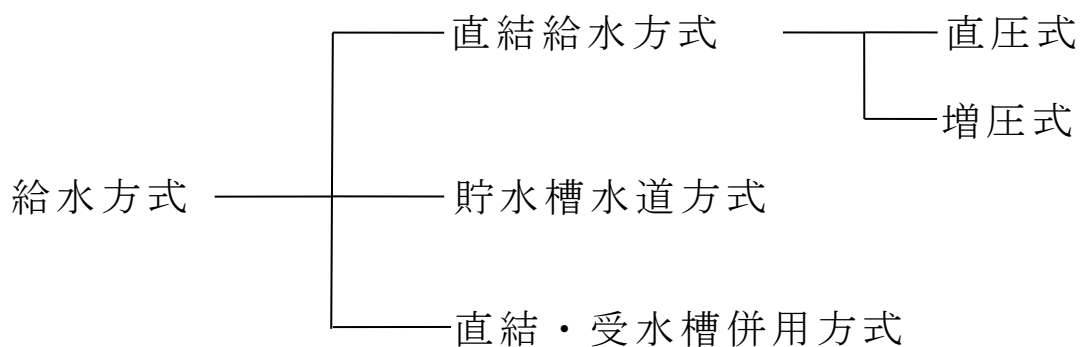
(2) 直結増圧式

直結式のうち配水管の水圧に加え、給水管の途中に設置した増圧装置を利用して直接給水する方法をいう。

[補足]

直結増圧式は、配水管から分岐し引き込んだ給水管に、増圧装置を設置することにより圧力を増して、建築物へ直接給水する方法である。

また、増圧装置は、その設置から配水管に直結されるため、給水用具の一つとなり、増圧装置以降の給水管および給水用具も給水装置と位置づけられる。



第4節 適用要件

直結増圧式の適用要件は、次のとおりとする。

1 対象地域

最も近い配水管上で自記録水圧計等により連続72時間以上測定し、その結果により計画最小動水圧が0.2MPa以上を確保できる地域とする。

ただし、増圧装置の流入口及び非常用水栓の位置が、低地区は標高20メートル以下、高地区においては配水池の位置条件により別に定める高さとする。

2 被分岐管

被分岐管の口径は、75ミリメートル以上350ミリメートル以下とする。

3 分岐口径

分岐する給水管の口径は被分岐管口径より小さいものとし、75ミリメートル以下とする。

4 対象建物

使用圧力0.75MPa以下の増圧装置で給水が可能な、5階以上10階以下の建物とし、用途は、共同住宅、事務所のみとする。ただし、4階建ての建物については別途協議できるものとする。

5 給水方式の併用

建築物の種類や使用目的に応じて、直結増圧式と直結直圧式及び貯水槽水道方式を併用して使用することができるが、1建物での給水方式は2方式までとする。

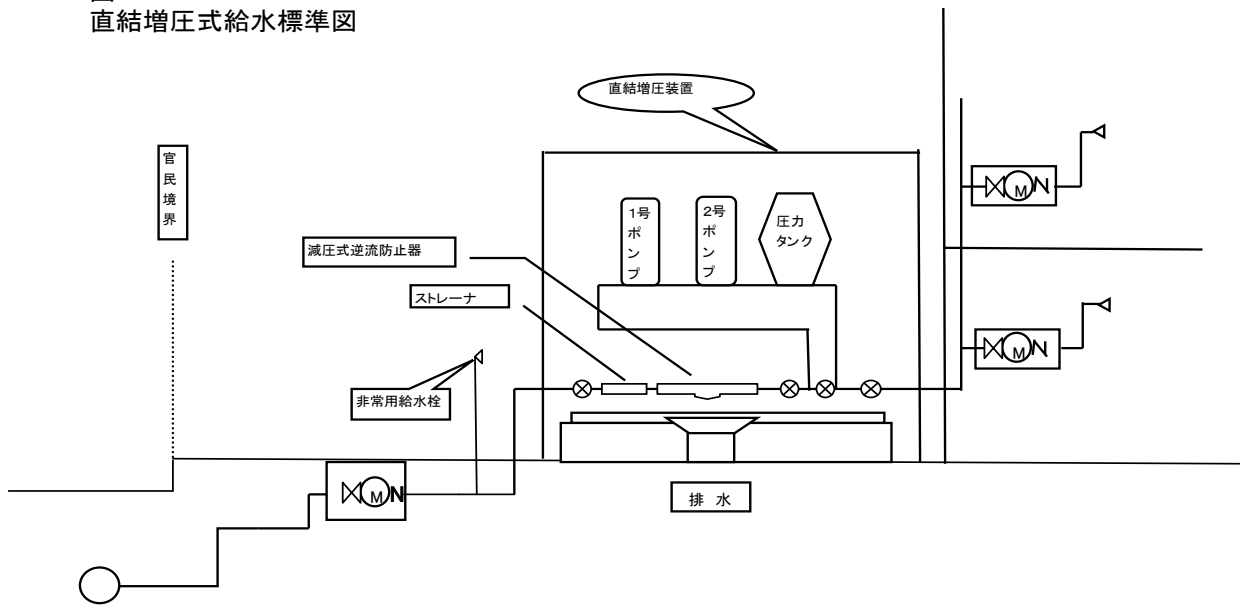
第5節 事前協議

直結増圧式による給水装置を新設し、若しくは改造しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ高知市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に設計水圧決定依頼書（様式第1号）を提出する。管理者は、設計水圧を決定し設計水圧決定回答書（様式第2号）により申請者に通知する。申請者はその設計水圧を基に直結増圧式給水事前協議申請書（様式第3号）を管理者に提出し、直結増圧式の可否について事前協議を行うものとする。管理者は、事前協議を受けたときはその内容を審査し、その結果を直結増圧式給水事前協議回答書（様式第4号）により通知する。

第6節 給水装置の配管形態（図10-1）

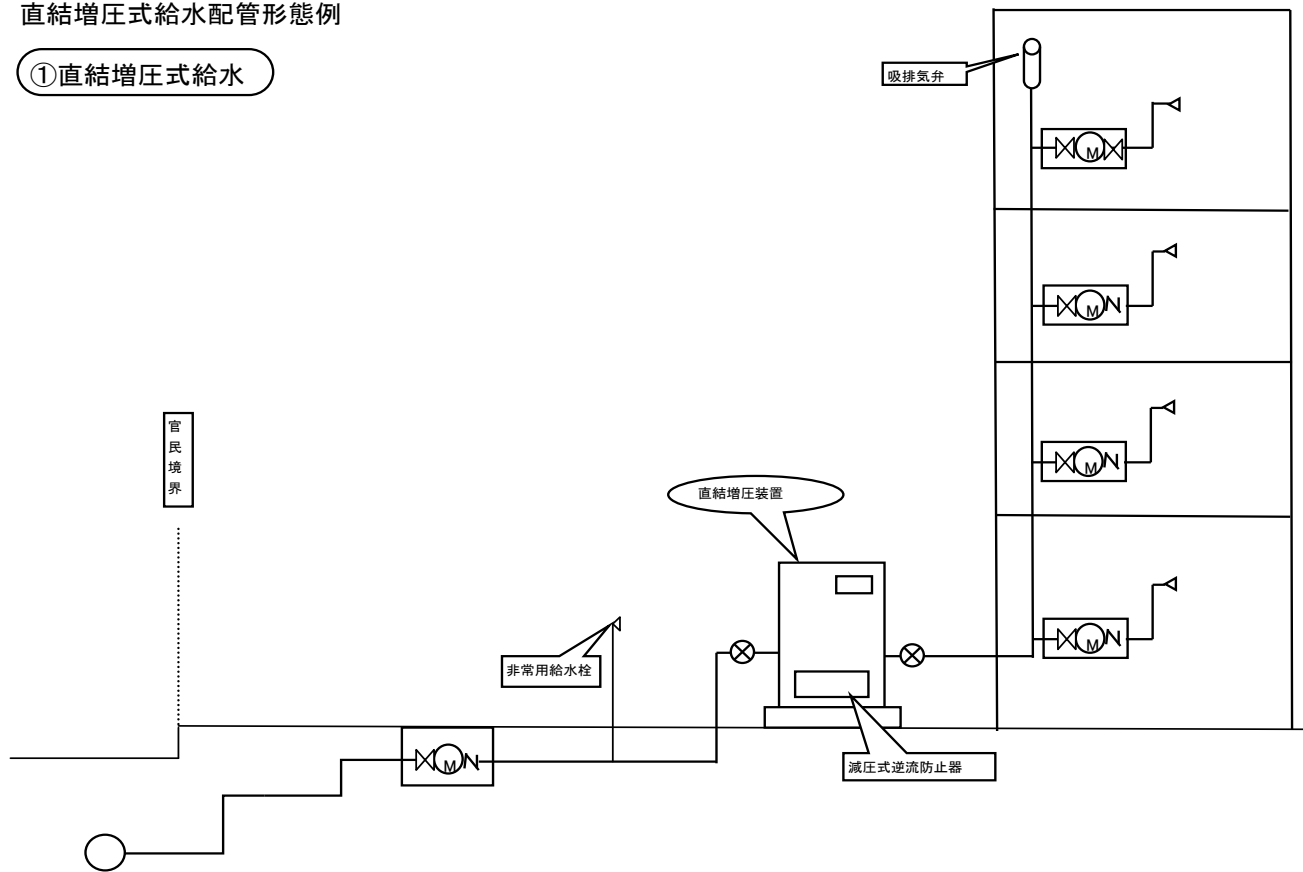
- 1 原則として1敷地につき1分岐とする。
- 2 新設については、原則高置水槽を経由しない配管形態とするが、貯水槽水道方式から直結増圧式への改造については、既設高置水槽を経由する給水を認める。
- 3 増圧装置の故障、停電時の対策として非常用給水栓を設置しなければならない。
- 4 増圧装置以降の材料は、試験水圧（1.75MPa）に対応するものを使用すること。

図10-1
直結増圧式給水標準図

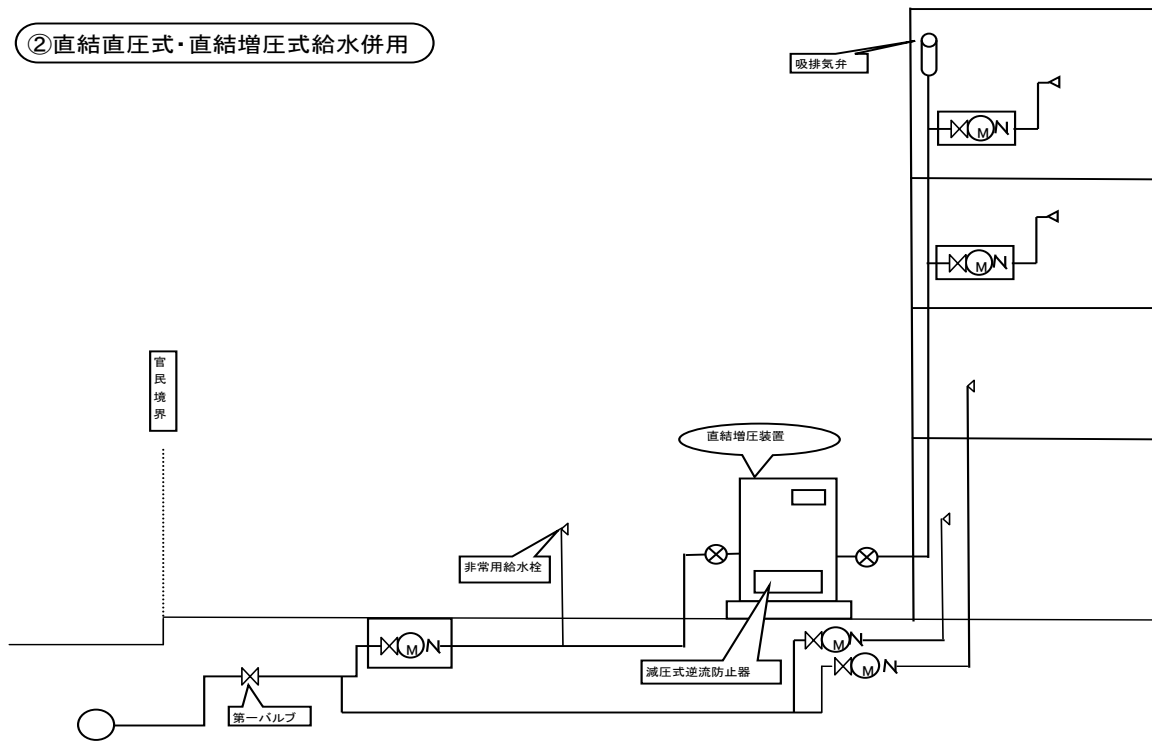


直結増圧式給水配管形態例

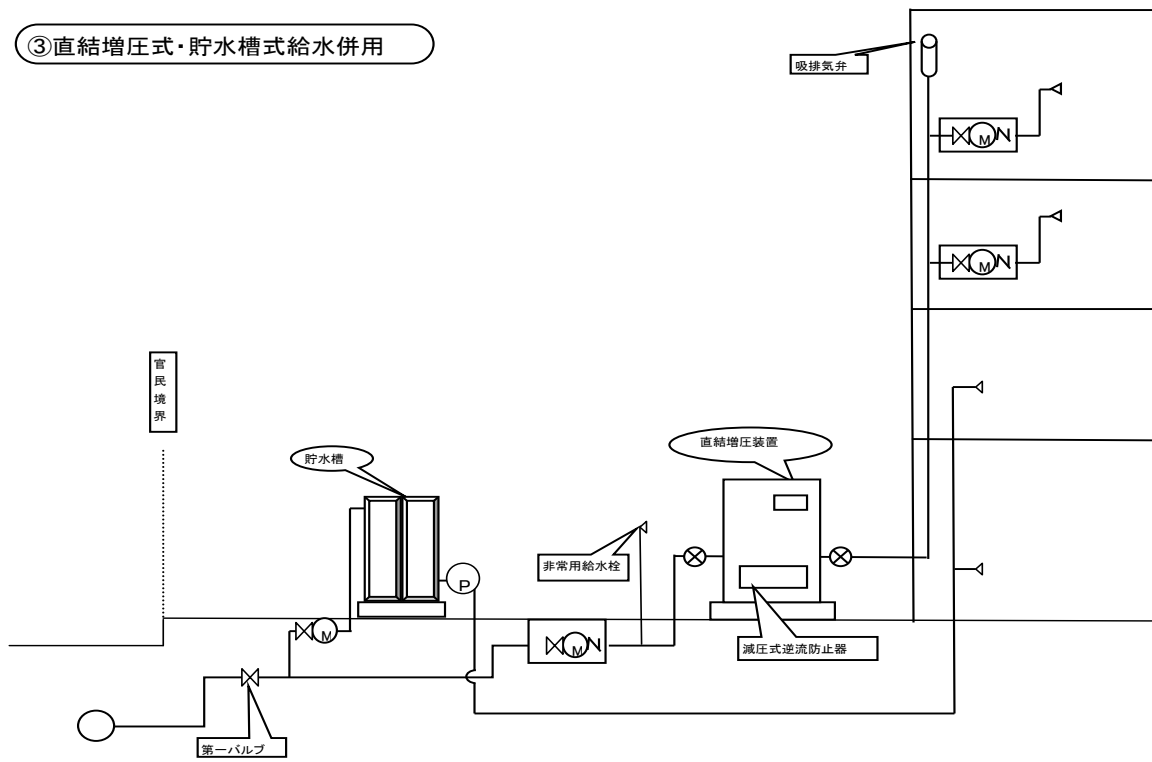
①直結増圧式給水



②直結直圧式・直結増圧式給水併用



③直結増圧式・貯水槽式給水併用



第 7 節 増圧装置

- 1 増圧装置は、日本水道協会規格「水道用直結加圧用ポンプユニット（JWWA B130）」に適合するもの又は同等以上の性能を有するものとする。
- 2 1 建築物に対し、原則として 1 増圧装置とする。
- 3 増圧装置の呼び径は、局メーター口径以下とし、最大 50 ミリメートルとする。
- 4 配水管の水圧の変化および使用水量に対応でき、安定給水が確保できること。
- 5 配水管の水圧が異常低下した場合には自動停止し、復帰した場合には自動復帰すること。
- 6 増圧装置の 1 次側圧力センサーは原則として減圧式逆流防止器の直近上流側に設けるものとする。
- 7 増圧装置の吐出側圧力は、最上階等の最悪の条件にあたる給水器具で必要な吐出圧を確保し 0.75MPa を超えないようにすること。
- 8 増圧装置の吸込側、吐出側の接合部分には、適切な防振対策を講ずること。
- 9 増圧装置は、凍結しないように必要な措置を講ずること。
- 10 増圧装置の維持管理ができる必要な空間を確保し、適切な排水設備を設けること。
- 11 ポンプ内の水が長時間滞留しないような措置を講ずること。
- 12 増圧装置の故障等の異常を早期に発見するため、警報装置を設け、装置本体および管理人室等に表示できる装置を設置すること。また、緊急時の連絡先を明示した標示板（図 10-2）を需用者の目に付きやすい所に設置すること。

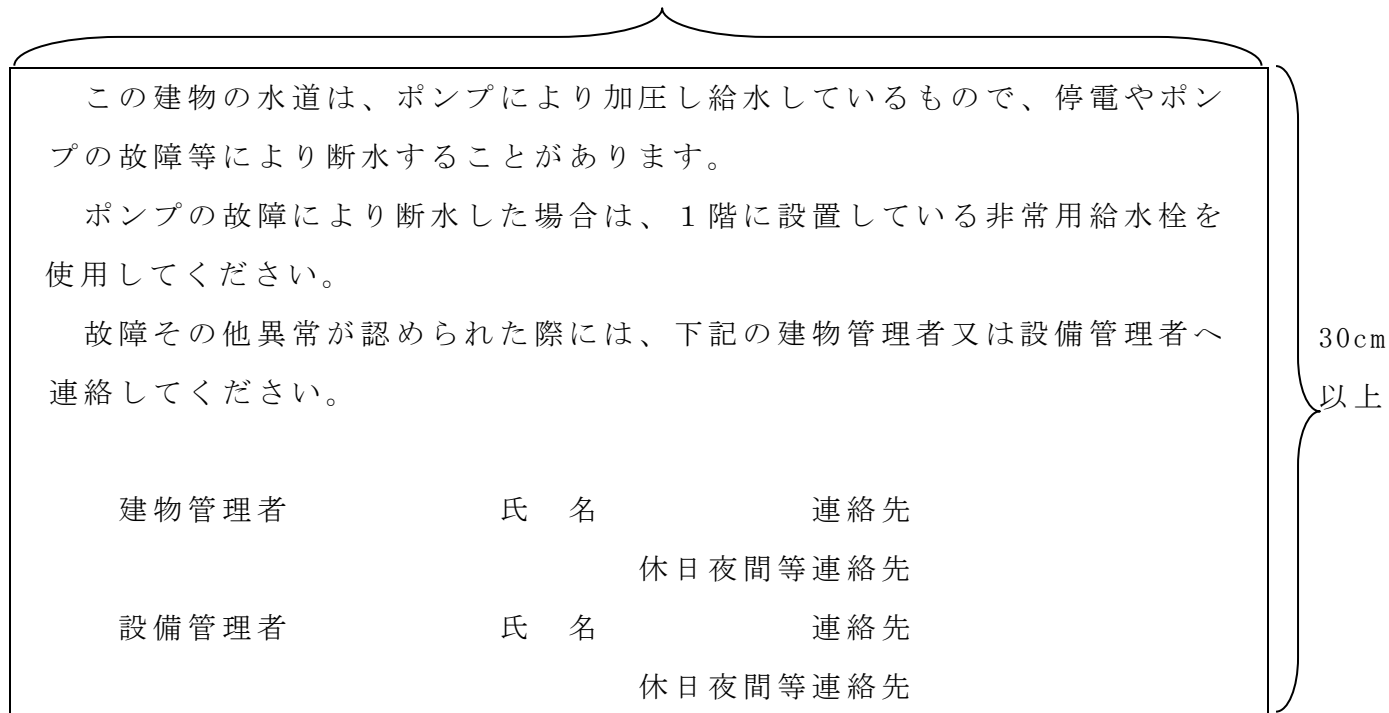
[補足]

- (1) 増圧装置は、水道法に基づく給水装置の構造および材質基準に適合し、配水管への影響が極めて小さく、安定した給水ができるものでなければならない。日本水道協会規格による適用範囲は、使用圧力 0.75MPa 以下の水道に使用する口径 75 ミリメートル以下および吐出圧力 0.75MPa 以下について規程しており、これを満足するものでなければならない。
- (2) 建物で複数（並列）の増圧装置の設置は、給水量が多くなり被分岐管に与える影響が懸念されるため、1 建築物に対し、原則として 1 増圧装置とする。

- (3) 増圧装置の呼び径は、給水量、揚程に応じて適正なものを選定する、給水管の管内流速 2 m/sec 以下でメーター適正流量範囲の基準内であること。
- 他の需用者の水使用に支障を生じないように配水管の水圧に影響を及ぼさないものでなければならないことから、増圧装置の呼び径は、局メーター口径以下とし、最大 50 ミリメートルとする。
- (4) 圧力制御は、配水管水圧の変動に対応し、用途に応じた制御方式を採用するとともに、建築物の最上階で圧力不足にならず、低層階で水圧が高くなる場合は、必要に応じ減圧弁を設置すること。
- (5) 配水管が断水等で圧力低下した場合に、ポンプが吸引するのを防止するため、設定水圧以下の場合、ポンプは自動停止し、水圧の回復に伴って自動復帰すること。設定水圧は、原則として次によるものとする。
- 自動停止の設定水圧 0.07MPa
- 自動復帰の設定水圧 0.10MPa
- (6) 1 次側圧力センサーの取付位置は、配水管水圧の監視が正確にできるように、原則として減圧式逆流防止弁の直近上流側に設けるものとする。
- (7) 増圧装置の吐出側圧力は、建物全体の同時使用時には最上階等にある給水器具では使用条件が最悪になるので、必要な残存水頭を確保するとともに、0.75MPa を超えないようにする。
- (8) ポンプ運転時の振動をパイプに伝えない様にすると共に、地震等の振動を増圧装置に伝えないようにするため防振対策を講ずる。
- (9) 冬季の温度低下により増圧装置本体および前後配管が凍結し、断水、増圧装置の破損を防ぐ措置を講ずる。
- (10) 装置の点検、修理を行うスペースを確保する。また結露および漏水等により増圧装置に被害が起きないように、排水設備を設ける。
- (11) ポンプ内の水質保持およびポンプ機器の性能保持のため、長時間停止は好ましくない。従ってタイマー等により定期的な運転の措置を講ずる。
- (12) 増圧装置本体の故障による場合は、異常を検知し、管理人室等に表示をし、さらに装置本体の表示盤では、異常原因の細目を確認できるものとする。また、需要者が断水等の非常時においても緊急に連絡を取る必要があるため、緊急連絡先の標示板を設置する。なお、標示板は需要者の目につく場所に設置し、十分な強度を持ち経年劣化にも耐えうる材質のものを使用すること。

図 10-2 標示板

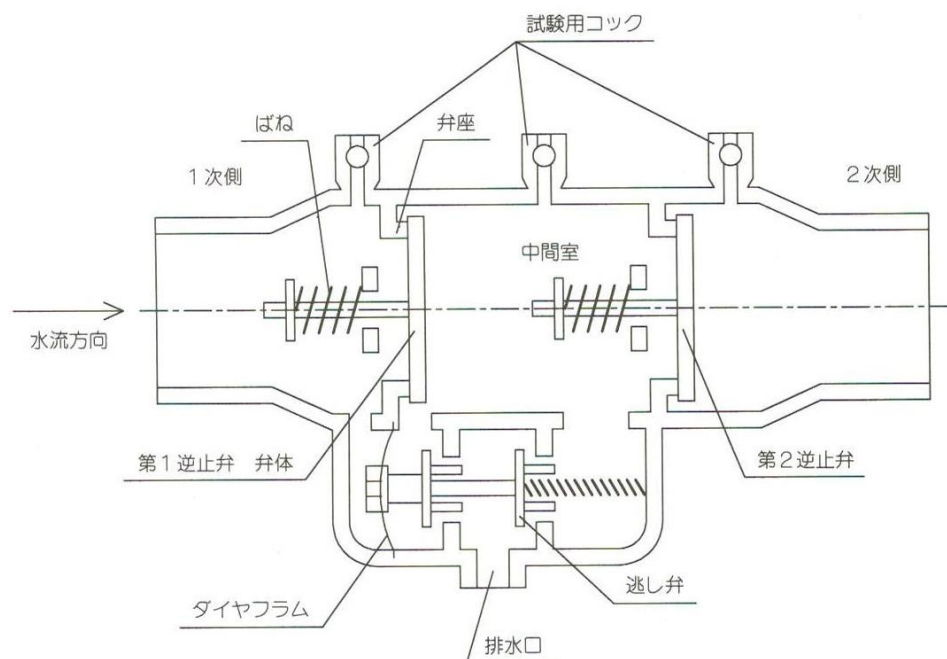
42cm 以上



第8節 逆流防止装置

- 1 逆流防止装置（図 10-3）は、日本水道協会規格「水道用減圧式逆流防止器（JWWA B 134）」に適合するものまたは同等以上の性能を有するものを、増圧装置の上流側に設置することを原則とする。
- 2 所有者が設置するメーター（以下「子メーター」という。）直後には、日本水道協会規格単式逆流防止弁または同等以上の性能を有するものを設置し、各階の分岐ごとにも同様とする。
- 3 減圧式逆流防止器の上流側にストレーナを設置することを原則とする。
- 4 減圧式逆流防止器の中間室逃がし弁の排水は、適切な排水口空間を確保した間接排水とすること。
- 5 減圧式逆流防止器は、異常な外部排水を検知して管理人室等で確認できること。

図 10-3 減圧式逆流防止装置構造概念図



減圧式逆流防止装置の構造は次の条件を満たすものとする。

減圧式逆流防止装置は、バネの力で、弁体をシール材を介して弁座に押しつける構造の逆止弁を直列2個配置し、かつ、その間に中間室を設けた構造で、1次側と中間室の間には、ダイヤフラムとそれに連動する逃がし弁が設けてある。減圧式逆流防止装置の前後で逆圧が生じてても、逆止弁の逆流防止機能により逆流は生じない。

また、通常の状態では、1次側の水圧は中間室の水圧より高く、ダイヤフラムがばねに押し勝って、逃がし弁を閉じるため、漏水することはない。

1次側の水圧が低くなり、かつ第一逆止弁にごみのはさまり閉止しない場合、あるいは2次側の水圧が高くなり、かつ第2逆止弁にごみのはさまり閉止しない場合等、1次側の水圧と中間室の水圧が均衡したときには、ばねがダイヤフラムに押し勝って、逃がし弁を開けることにより中間室または2次側の水を、外部に排出する。つまり、逆圧が発生し、さらに逆止弁が故障しても2次側の水が1次側に逆流することを防止できるもので、吐水口空間に匹敵する逆流防止機能を有している。

なお、減圧式逆流防止装置は、設置後、配管から外すことなく、試験用コックにより機能の確認ができ、また、内部の清掃、点検、部品の取替が可能な構造になっている。

第9節 局メーターの設置基準

- 1 局メーターの設置基準は、第4章第9節の規定によるものとする。
- 2 局メーターは直結増圧装置の上流側に設置し、下流側への設置は認めない。
- 3 併用方式における局メーターは、給水方式ごとに設置すること。

第10節 貯水槽水道方式から直結増圧式への改造

給水方式を貯水槽式から直結増圧式への改造する場合は、次のとおりとする。

- 1 既設配管及び給水器具の状態について十分に調査し、確認及び試験をおこなうこと。
 - (1) 既設配管及び給水器具の継続使用は極力避けると共に、給水装置の構造と材質の基準に適合していること。
 - (2) 耐圧試験(試験水圧 1.75MPa、1分以上)を実施し、漏れがないこと。
 - (3) 既設配管の老朽化、又、給水施設の原因による水質異常がないこと。
 - (4) 配管等の材料は、使用場所等に応じた適切なものとなっていること。
- 2 直結増圧式給水への切替に伴い、出水不良や水質異常等が発生した場合に、配管取替等の対応手段があること。
- 3 既設配管の取替が困難で、直結増圧式給水に改造すれば漏水するおそれがある場合、又は給水装置の構造と材質の基準に適合していない器具が設置されている場合等は、既設高置タンクへ直接給水することができるものとする。

ただし、タンクへの給水は落とし込みとし、必要な吐水口空間が確保されていること。
- 4 局メーター周りの配管等については、メーター口径が変わらない改造工事でも、必要に応じて本要領に合わせて変更すること。

第 11 節 設計水量の算定方式

1 共同住宅の場合

共同住宅の同時使用水量は、戸数から同時使用水量を予測する計算式（以下「戸数からの算定式」）（表 10－1）により算出する。

2 事務所の場合

事務所の同時使用水量は、「給水用具給水負荷単位表」（表 2－8）により算出する。

3 共同住宅と事務所が混在する場合

共同住宅は「戸数からの算定式」により算出した水量、共同住宅以外については、「器具給水負荷単位表」で算出した水量を合算するものとする。

ただし、上記の算定式によりがたい場合は、それぞれの施設の実態に応じた算定式を採用することができる。

表 10－1

「戸数からの算定式」瞬時最大使用水量 (ℓ/min) 早見表					
戸数	瞬時最大給水量	戸数	瞬時最大給水量	戸数	瞬時最大給水量
1	42	18	132	35	206
2	53	19	137	36	210
3	60	20	141	37	214
4	66	21	146	38	217
5	71	22	151	39	221
6	76	23	155	40	225
7	80	24	160	41	229
8	83	25	164	42	232
9	87	26	169	43	236
10	89	27	173	44	240
11	95	28	177	45	243
12	100	29	181	46	247
13	106	30	186	47	251
14	111	31	190	48	254
15	117	32	194	49	258
16	122	33	198	50	261
17	127	34	202		

[補 足]

(1) 増圧装置の選定を行う場合、建物の同時使用水量（瞬時最大給水量）の把握が重要となるが、共同住宅についてはより実使用に近く、算出が容易で配管区間の流量配分も容易な「戸数からの算定式」により算出すること

にした。

○ 戸数から同時使用水量を予測する算定式

$$Q = 4.2 N^{0.33} \quad (10 \text{ 戸未満})$$

$$Q = 1.9 N^{0.67} \quad (10 \text{ 戸以上 } 600 \text{ 未満})$$

Q = 瞬時最大給水量 (ℓ /min)

N = 戸数

ただし、ワンルームタイプは、1戸あたり、ファミリータイプの0.5戸分として算出することができる。

(2) 「戸数からの算定式」による算出は、共同住宅用として定められたものであるため、共同住宅以外については、算出が容易で配管区間の流量配分も容易な「給水用具給水負荷単位」により算出することとした。

「器具給水負荷単位表」は、給水器具の種類による使用頻度、使用時間および多数の給水器具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで給水量を単位化したものである。

給水負荷単位と流量表 (図 2-1) により、(器具数) × (器具単位) の累計から同時使用水量を求める。

第 12 節 直結増圧式における給水管口径の決定

- 1 給水管口径の決定は、前節によるものとし、第 2 章第 2 節の取付栓数の限度は適用しない。
- 2 給水管の口径は、同時使用水量を供給できる増圧装置を選定し、さらに水量に応じた口径とする。また、経済性も考慮した合理的な口径とすること。
- 3 給水管の口径は、水撃作用および圧力損失の低減化を図るため、既設建物の改造等やむを得ない場合を除き、瞬間最大給水量時において管内流速が 2 m/sec 以下となるように設計すること。
- 4 給水用具の取付にあたっては、用具の機能性から必要とする作動圧または最低必要水圧について十分考慮したものであること。

第 13 節 直結増圧式の水理計算

増圧装置の水理計算は、次の算定式による。

1 増圧ポンプの全揚程

$$\begin{aligned} P_8 &= P_7 - \{ P_0 - (P_1 + P_2 + P_3) \} \\ &= P_1 + P_2 + P_3 + P_4 + P_5 + P_6 - P_0 \end{aligned}$$

2 増圧装置の吐出圧

$$P_7 = P_4 + P_5 + P_6$$

3 増圧装置直前の圧力

$$P_x = P_0 - (P_1 + P_2 + P_3)$$

ただし

P_0 : 配水管の水圧 (設計水圧)

P_1 : 配水管と増圧装置との高低差

P_2 : 増圧装置の上流側の給水管および給水用具の圧力損失

P_3 : 増圧装置の圧力損失 (減圧式逆流防止器の損失を含めること)

P_4 : 増圧装置の下流側の給水管および給水用具の圧力損失

P_5 : 末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力 (0.03MPa)

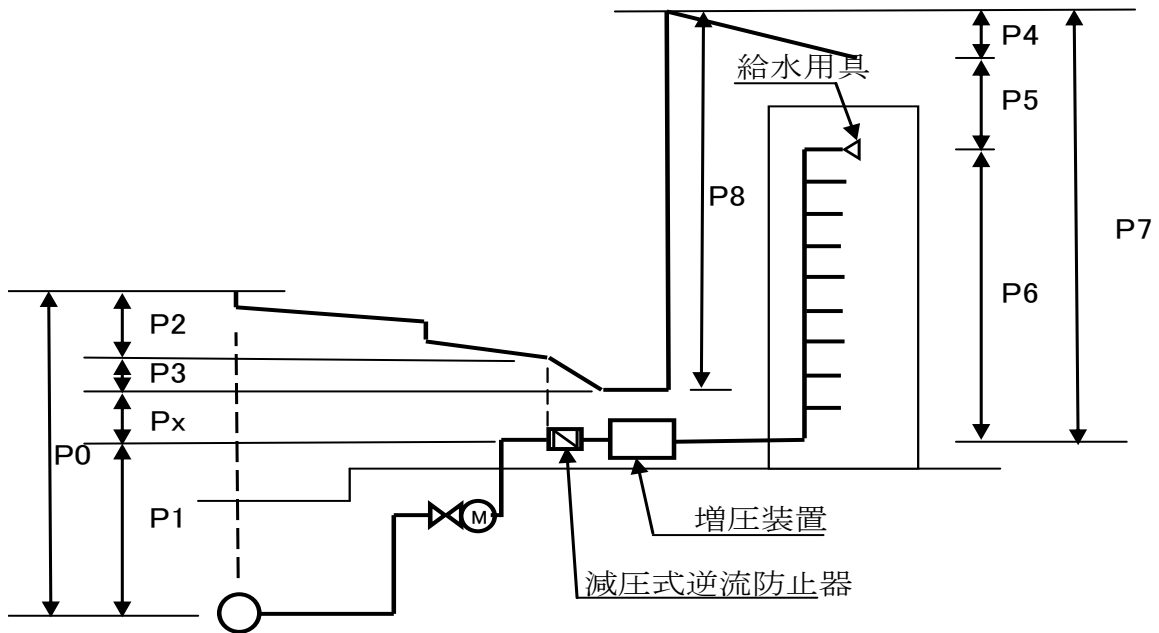
P_6 : 増圧装置と末端最高位の給水用具との高低差

P_7 : 増圧装置の吐き出し圧

P_8 : 増圧装置の増圧ポンプの全揚程

P_x : 増圧装置直前の圧力

図 10-4 水理計算図



[補 足]

増圧装置の吐出圧力は、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を確保できるように設定する。

増圧装置の下流側の給水管および給水用具の圧力損失、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力および増圧装置と末端最高位の給水用具との高低差の合計が増圧装置吐出圧力の設定値である。

【例】直結増圧式給水 水理計算書

【例】直結増圧式給水 水理計算書

給水装置場所		
給水装置	住所	
申請者	氏名	

設計水量の算定

下記による計算式により算出

10戸未満 $Q = 42 \times N^{0.33}$

10戸以上600戸未満 $Q = 19 \times N^{0.67}$

戸数		瞬時最大給水量	
N=	30戸	Q=	186 ℓ/min

《但し末端部(1戸)では、「給水用具の同時使用率を考慮した設計水量」により損失水頭の計算を行いません。》

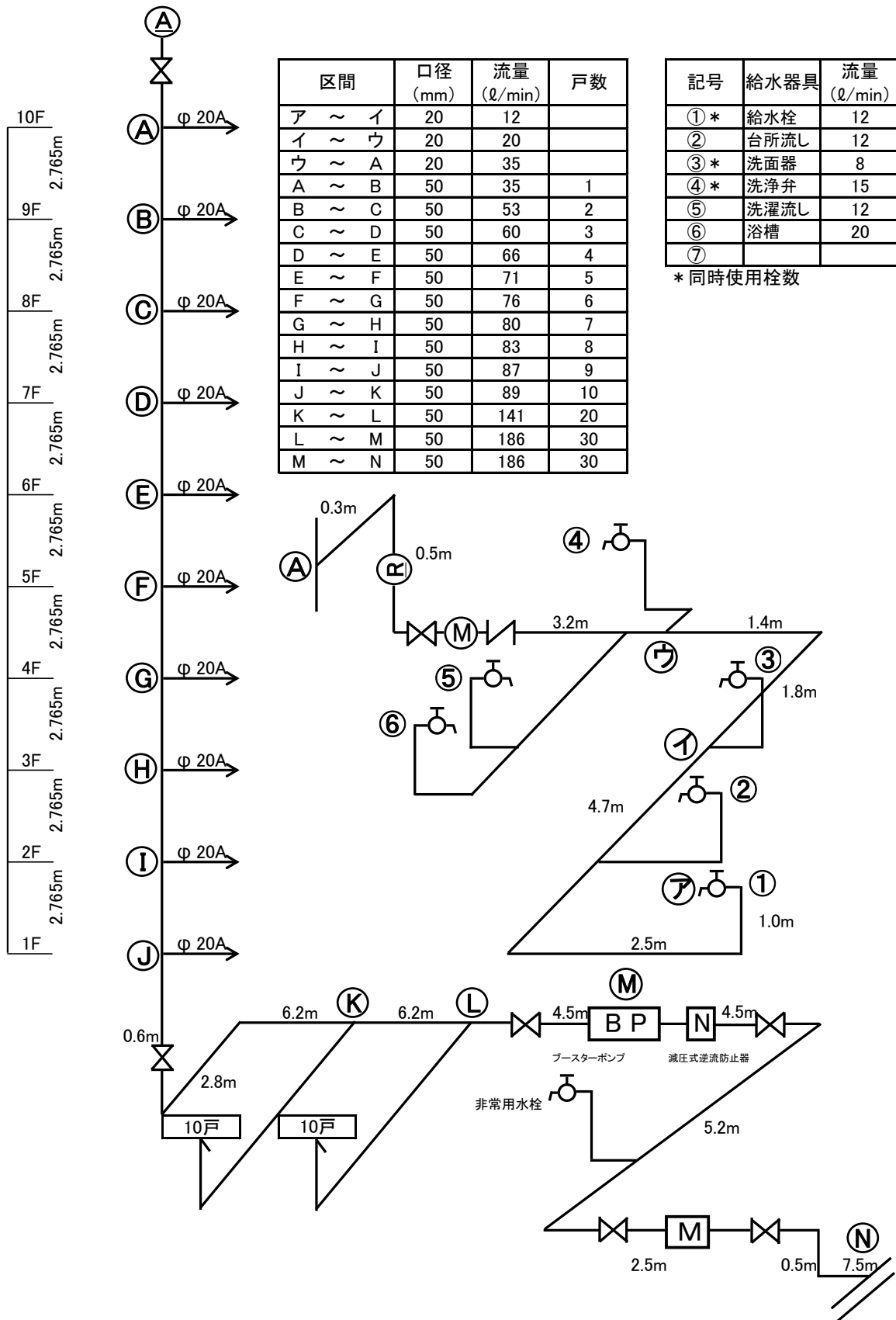
P0	設計水圧(配水管水圧)	=	30.000 m
P1	配水管と増圧装置の高低差	=	0.500 m
P2	配水装置の上流側の給水用具の圧力損失	=	4.155 m
P3	配水装置(減圧式逆流防止器)の圧力損失	=	6.570 m
PX	増圧装置直前の圧力 P0-(P1+P2+P3)	=	18.775 m
P4	増圧装置下流側の給水管および給水用具の圧力損失	=	9.706 m
P5	末端最高位の給水用具を使用するための必要な圧力	=	3.000 m
P6	増圧装置と末端最高位の給水用具との高低差	=	25.985 m
P7	増圧装置の吐水圧 P4+P5+P6	=	38.691 m
P8	増圧装置の増圧ポンプの全揚程 P1+P2+P3+P4+P5+P6-P0	=	19.916 m

配水装置(減圧式逆流防止器)の圧力損失

(株)川本製作所 直結給水用ブースタポンプ技術資料より

	流速(m/s)	流量(ℓ/min)最大値	圧力損失水頭(m)
φ 20	2	38	10.14
φ 25	2	59	6.43
φ 30	2	85	7.14
φ 40	2	151	7.14
φ 50	2	236	6.57

立面図



第 14 節 増圧装置の設置位置

増圧装置の設置位置は、原則として1階以下とし、設置場所においては、点検や維持管理のための十分なスペースを確保するとともに、必要に応じて、防音、防水、振動、防寒等の対策を講ずること。

第 15 節 配管上の留意事項

- 1 配水管から分岐し敷地内に引き込む給水管には、第4章第8節の止水栓の設置に準ずる事とする。
- 2 増圧装置の上流側および下流側には止水栓を設置すること。
- 3 増圧装置の流入管および流出管には適切な防振対策を講ずること。
- 4 減圧式逆流防止器の上流側および下流側には適切な止水栓を設置すること。
- 5 維持管理のため、立ち上がり管ごとおよび各階の分岐ごとに止水栓及び逆止弁を設置すること。
- 6 必要に応じて減圧弁を設置すること。
- 7 子メーターの上流側には止水栓、下流側には逆止弁を設置すること。各戸検針及び各戸徴収サービスを希望する場合は、「共同住宅の水道各戸検針及び各戸徴収取扱要綱」に適合していると認められるものに限る。
- 8 停滞空気が発生しない構造とするため、立ち上がり管の最上部には、吸排気弁を設置すること。
- 9 局メーターの上流側には、止水栓を設置すること。

第 16 節 検査

検査については、第6章工事検査によるほか、直結増圧式にする場合は、次の項目について行う。

- 1 増圧装置および減圧式逆流防止装置の設置が本要領に適合していることの確認。
- 2 耐圧試験において、増圧装置は製造工場にて必要な耐圧試験を実施済みであり、試験水压を加えると損傷するおそれがある機器（圧力検出装置）が取付

けてあるため、増圧装置への耐圧試験は不要とする。

- 3 増圧装置および減圧式逆流防止装置の警報装置、事故時等の連絡先を表記した標示板の設置および維持管理体制の確認。

第 17 節 誓約書の提出

給水装置所有者（以下「所有者」という。）は、増圧装置を常に正常に運転することに努め、その責務を全うするために、特に次の項目を行うものとする。

- 1 所有者は、直結増圧式給水に係る給水装置工事の申請時に、誓約書（様式第 5 号）の内容を十分理解のうえ局に提出すること。
- 2 増圧装置を含む給水装置の維持管理および事故発生時の迅速な対応を行うため、設備管理者を選任すること。ただし設備管理者は指定工事業者とする。
- 3 所有者および設備管理者等届出内容に変更が生じたときは、変更後の所有者および設備管理者に誓約書の内容を十分理解させたいえ、誓約書により速やかに局へ届けること。なお、所有者の変更は給水装置所有者異動届も同時に提出すること。

[補 足]

増圧装置の設置に起因するトラブル防止のため、管理責任を明確にしておく必要があること、および局が行う計画的、緊急的な断水の際に水の使用ができなくなる等、使用者にこの装置が条件付のものであることを周知させることが必要であること等から、誓約書を局に提出することにする。

指定工事業者は、設置者および建物管理者に誓約書の内容を十分熟知させること。

第 18 節 維持管理

増圧装置の設置者は、次の事項について十分留意すること。

- 1 直結増圧式により給水する場合、停電、故障等により増圧装置が停止した時点で断水になるので、非常用水栓が使用できること等を居住者に周知すること。

- 2 増圧装置および減圧式逆流防止器の故障等、非常時の緊急連絡先を装置本体および管理室等に標示板として明示するとともに居住者に周知すること。
- 3 増圧装置および減圧式逆流防止器の点検は、1年以内ごとに1回、定期的に行わなければならない。
- 4 配水管等の工事に伴う計画的または緊急的若しくは局メーターの取替に伴う断水については、その作業が円滑に実施できるよう協力すること。
- 5 局メーター以降の漏水等の修理および事故処理については、所有者又は使用者等の責任において修理および事故処理を行うこと。

[補 足]

直結増圧式により給水する場合、増圧装置の機能を確保するためには、定期点検等の適正な維持管理を行う必要がある。また、増圧装置が停止したときは直ちに断水となるため、設置者は事故発生時の迅速な対応を行う体制を整えておく必要がある。

様式第 1 号

受付	年	月	日
	第	—	号

年 月 日

高知市上下水道事業管理者様

申請者

住 所

氏 名

連絡先 TEL

申請代理人

住 所

氏 名

連絡先 TEL

設計水圧の決定について（依頼）

下記の場所において直結増圧式給水を予定しています。つきましては、給水装置の設計を行うため配水管の設計水圧の決定をお願いします。

記

1 場 所 _____

2 被 分 岐 管 ϕ _____ mm ・ 配水管管理番号 _____

3 添 付 書 類 位置図

様式第2号

高水サ第 号
令和 年 月 日

様

高知市上下水道事業管理者
山本 三四年

設計水圧の決定について（回答）

令和 年 月 日付けで依頼のあった標記の件について下記のとおり回答します。

1 場 所 _____

2 設 計 水 圧 _____ MPa
被分岐管 ϕ _____ mm 配水管管理番号 _____

※ 設計水圧が 0.2MPa 未満のときは直結増圧式給水の許可はできません。

様式第3号

		課長	課長補佐	係長	担当
受付番号		受付日			
<p>直結増圧式給水事前協議申請書</p> <p>高知市上下水道事業管理者様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 連絡先TEL</p> <p style="text-align: center;">申請代理人 住所 氏名 連絡先TEL</p> <p>下記の建物に直結増圧給水したいので事前協議を申請します。</p>					
給水装置所有者	住所 氏名 (TEL - -)				
給水装置場所	高知市				
建物の概要	建物名称				
	地上 階建て(地下 階)・階高 m <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設				
	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事務所				
	建物の種類	戸数	階層数	延床面積	その他
	住宅				
	事務所				
給水の概要	計画1日使用水量		直結式給水方式 m ³ /日		
			貯水槽水道方式 m ³ /日		
	分岐口径	被分岐管φ	mm×分岐管φ		
宅地標高	宅地標高	m	増圧装置流入口標高		
局メーター	mm	個	<input type="checkbox"/> 直結直圧	<input type="checkbox"/> 直結増圧	<input type="checkbox"/> 貯水槽水道
	mm	個	<input type="checkbox"/> 直結直圧	<input type="checkbox"/> 直結増圧	<input type="checkbox"/> 貯水槽水道
	mm	個	<input type="checkbox"/> 直結直圧	<input type="checkbox"/> 直結増圧	<input type="checkbox"/> 貯水槽水道
	mm	個	<input type="checkbox"/> 直結直圧	<input type="checkbox"/> 直結増圧	<input type="checkbox"/> 貯水槽水道
添付書類	(1) 位置図 (2) 造成平面図 (3) 建築図面 (平面図・系統図等) (4) 設計水圧回答書の写し (5) 水理計算書 (6) その他管理者が必要とするもの *給水管の引込予定位置を記入				
備考					

※ 併用建物の業態は、階数ごとに記載すること。

様式第4号

高水給排第 号

平成 年 月 日

様

高知市上下水道事業管理者

明神 公平

直結増圧式給水事前協議回答書

平成 年 月 日付けで事前協議申請がありました、下記の物件について、次のとおり回答いたします。

- 直結増圧式給水が可能ですので、下記内容を厳守してください。
 - 1 この給水方式による特長を十分理解した上で採用してください。
 - 2 変更が生じた場合は、再協議が必要です。
 - 3 建築規模および用途に変更がある場合は、再協議が必要です。
 - 4 工事申請時に本書（写し）を添付してください。

- 下記の理由により直結増圧式給水が困難ですので、建築物の概要を検討し直すか、或いは貯水槽による給水方式を検討してください。
 - 1 当該地の配水管に影響を与えるため、直結増圧式給水は困難です。
 - 2 直結増圧式給水の対象外建物です。
 - 3 その他の理由 _____

物件概要

受付番号	第 一 号
建物の概要	地上 階建て
給水装置所有者	住 所 氏 名
給水装置場所	高知市
備 考	

様式第5号(表)

高知市上下水道事業管理者様

給水装置所有者 住 所

氏 名

電 話

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

直結増圧式給水装置維持管理誓約書

直結増圧式給水を実施するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

給水装置場所	高知市
備 考	

1 管理責任

増圧装置は所有者が責任を持って維持管理し、常に正常な状態で運転することに努めます。
なお、維持管理に起因した給水についての苦情は、所有者または使用者等の責任において解決します。

2 管理者の届出

直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）および減圧式逆流防止装置」を含む給水装置の維持管理および事故発生時の迅速な対応を当方で行うため、建物管理者および設備管理者を次のとおり届け出ます。

建物管理者	住所 氏名	TEL	—	—
設備管理者	住所 氏名	TEL	—	—

様式第5号（裏）

3 利用者等への通知

次の事項について、使用者に周知します。

- (1) 停電や増圧装置の故障、濁水時の制限給水等により増圧装置が停止し、断水したときには、非常用水栓を使用すること。
- (2) 配水管等の工事に伴う計画的又は緊急的若しくは水道メーターの取替による断水の際に、水の使用ができなくなる。また、その通報を受けたときは、これに協力すること。
- (3) 増圧設備および減圧式逆流防止器の故障等の緊急連絡先。

4 漏水等の修理および事故処理

漏水等の事故については、所有者または利用者等の責任において修理および事故処理をします。特に親メーター以降の漏水等については、上下水道局の指示に従い速やかに修理等を行います。

5 保守管理

増圧措置および減圧式逆流防止器の機能を適正に保つため、1年以内ごとに1回以上の定期点検を行うとともに、適宜、保守点検および修理をおこないます。

また、利用者ごとに設置する逆流防止装置等の器具についても、適切に保守いたします。

6 損害の補償

増圧装置に起因して、逆流または、漏水が発生し、上下水道局もしくはその他の利用者等に損害を与えた場合は、責任を持って損害の補償をいたします。

7 所有者、設備管理者等の変更届

所有者および設備管理者等に変更が生じたときは、変更後の所有者および設備管理者にこの装置が条件付きのものであることを熟知させるとともに、本様式により速やかに上下水道局に届出します。

8 紛争の解決

増圧装置の故障等により起因する紛争が生じた場合は、当方において解決します。